◎交通政策基本法及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律案 新

旧対照表

○交通政策基本法

(平成二十五年法律第九十二号) (第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

第十七条の 第十八条 第十六条 は社会生活における交通に対する基本的な需要が適切に充足され 施策を講ずるものとする。 設及びサービスに関する安全及び衛生の確保の支援その他必要な 用することができるようにするため、 の確保その他必要な施策を講ずるものとする。 地域における自然的経済的社会的諸条件に配慮しつつ、 に行うことができるようにするため、 する状況においても、 情勢の変化に伴い ものとなるように配慮しなけ 当該災害の発生時における避難のための移動 って必要不可欠な通勤、 (交通の利便性向上、 (公共交通 (日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等) 国は、 国は、 機関に係る旅客施設等の安全及び衛生の確保) 国は 少子高齢化の進展 前三条に定めるもののほ 国民の交通に対する需要が多様化し 国民が安全にかつ安心して公共交通機関を利 円滑化及び効率化 国民が日常生活及び社会生活を営むに当た 通学、 ればならない。 通院その他の人又は物の移動を円滑 人口の減少その他の社会経済 離島に係る交通事情その他 公共交通機関に係る旅客施 か、 に的確に対応し得る 国民等の日常生活又 交通手段 又は減少 第十八条 第十六条 (新設) ことができるようにするため、 は社会生活における交通に対する基本的な需要が適切に充足され その他必要な施策を講ずるものとする。 おける自然的経済的社会的諸条件に配慮しつつ、 要不可欠な通勤、 ればならない。 (交通の (日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等) 利便性向上、 国は、 玉 止は、 国民が日常生活及び社会生活を営むに当たって必 前二条に定めるもの 通学、通院その他の人又は物の移動を円滑に行う 円滑化及び効率化) 離島に係る交通事情その \mathcal{O} ほか、 国民等 交通手段の \dot{O}

他地域に

確保

日常生活

性の向 する。 能を高度化することをいう。)、 る相当数 る時間を短縮することをいう。)、快適性の確保、 行することをいう。)、速達性の向上(目的地に到達するまでに要す るようにするため、定時性の 他 交通 上、 0 結節機能の高度化 人の 円滑化及び効率化の 移動につい て、 (交通施設及びその 確保 ために必要な施策を講ずるも 輸送の合理化その 複数の交通手段 (設定された発着時刻に従って運 0 周 乗継ぎの円滑化そ 他 間を結節 ?辺の施設におけ の交通 する 0) 0 利 便 機

(地域の活力の向上に必要な施策)

第二十条 のとする 含む。)、 通網及び に 他 地 0) 域内及び地域間 地 域 輸送サー 輸送に関する拠 \hat{O} 玉 は、 活 力の 地域 向 ピ スの提供 上を図るため、 経 0 交流及び物資の 済 点の \mathcal{O} 活性化、 形成 0 確保その他 (基幹的 地 地域社会の維持及び発展その 流 域における企業の立地並び 通 必要な施策を講ずるも (T) な高速交通網 促進に資する国 0 形 成を 内 交

(運輸事業その他交通に関する事業の健全な発展)

その健全な発展を図るため、事業基盤の強化、人材の確保(これに営が交通の機能の確保及び向上に資するものであることに鑑み、第二十一条 国は、運輸事業その他交通に関する事業の安定的な運

する。 る相当 性 能 0 る時間を短縮することをいう。)、快適性の 行することをいう。)、速達性の向上(目的地に到達するまでに要す るようにするため、定時性の確保 他 0) を高度化することをいう。)、 向 交通結節機能の高度化 Ł 数の 円滑化及び効率化のため 人の移動について、 (交通施設及びその 輸送の合理化その 複数の交通手段 (設定された発着時刻に従って運 に必要な施策を講ずるも 確保、 の間 周 乗継ぎの円滑化そ 他 辺 0 を 0) 交通の 結節 施設におけ する機 利便 0)

(地域の活力の向上に必要な施策)

第二十条 るため、 \mathcal{O} 及び物資 形成その他必要な施策を講ずるものとする。 の流 地域における企業の立地 玉 には、 通 0 地 促 域 進に資する国 経済の活性化その 内 並びに地域内及び . 交通 他 超網及び 0 地域 輸 0 送に 活 力の 地 関 域 する拠 間 向 0 上を図 交流 点

(運輸事業その他交通に関する事業の健全な発展

その健全な発展を図るため、事業基盤の強化、人材の育成その他必営が交通の機能の確保及び向上に資するものであることに鑑み、第二十一条 国は、運輸事業その他交通に関する事業の安定的な運

	通手段の整備その他必要な施策を講ずるものとする。
施策を講ずるものとする。	一時に多数の者の避難のための移動が生じ得ることを踏まえた交
めの移動が生じ得ることを踏まえた交通手段の整備その他必要な	な復旧を図るための関係者相互間の連携の確保、災害時において
相互間の連携の確保、災害時において一時に多数の者の避難のた	向上、相互に代替性のある交通手段の確保、交通の機能の速やか
交通手段の確保、交通の機能の速やかな復旧を図るための関係者	ことができるようにするため、交通施設の地震に対する安全性の
め、交通施設の地震に対する安全性の向上、相互に代替性のある	を図るとともに、当該災害からの避難のための移動を円滑に行う
らの避難のための移動を円滑に行うことができるようにするた	生した場合における交通の機能の低下の抑制及びその迅速な回復
能の低下の抑制及びその迅速な回復を図るとともに、当該災害か	の持続可能性を確保することの重要性に鑑み、大規模な災害が発
第二十二条 国は、大規模な災害が発生した場合における交通の機	第二十二条 国は、国土強靱化の観点から、我が国の社会経済活動
及びその迅速な回復等に必要な施策)	及びその迅速な回復等に必要な施策)
(大規模な災害が発生した場合における交通の機能の低下の抑制	(大規模な災害が発生した場合における交通の機能の低下の抑制
要な施策を講ずるものとする。	施策を講ずるものとする。 必要な労働条件の改善を含む。)の支援、人材の育成その他必要な

○強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成二十五年法律第九十五号)(第二条関係)

(傍
線部
分は
改正
部分
7

	(俗称音グに己二音//)
改正案	現行
(略)	(略)
我が国においては、二十一世紀前半に南海トラフ沿いで大規模な	我が国においては、二十一世紀前半に南海トラフ沿いで大規模な
地震が発生することが懸念されており、加えて、首都直下地震、火山	地震が発生することが懸念されており、加えて、首都直下地震、火山
の噴火等による大規模自然災害等が発生するおそれも指摘されてい	の噴火等による大規模自然災害等が発生するおそれも指摘されてい
る。さらに、地震、火山の噴火等による大規模自然災害等が連続して	る。さらに、地震、火山の噴火等による大規模自然災害等が連続して
発生する可能性も想定する必要がある。これらの大規模自然災害等	発生する可能性も想定する必要がある。これらの大規模自然災害等
が想定される最大の規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚	が想定される最大の規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚
大な被害が発生し、まさに国難ともいえる状況となるおそれがある。	大な被害が発生し、まさに国難ともいえる状況となるおそれがある。
また、近年、地震、台風、局地的な豪雨等による大規模自然災害等が	我々は、このような自然の猛威から目をそらしてはならず、その猛
各地で頻発している。我々は、このような自然の猛威から目をそら	威に正面から向き合わなければならない。このような大規模自然災
してはならず、その猛威に正面から向き合わなければならない。こ	害等から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び
のような大規模自然災害等から国民の生命、身体及び財産を保護し、	国民経済を守ることは、国が果たすべき基本的な責任の一つである。
並びに国民生活及び国民経済を守ることは、国が果たすべき基本的	
な責任の一つである。	
(略)	(略)
(基本方針)	(基本方針)
第八条 国土強靱化は、次に掲げる基本方針に基づき、推進される	第八条 国土強靱化は、次に掲げる基本方針に基づき、推進される

五~七 兀 三 ものとする。 こと。 における当該大規模自然災害等からの迅速な復旧復興に資する 地域の活力の向上が図られ、 続可能なものとなるようにすること。 害を受けず、維持され、我が国の政治、 模自然災害等が発生した場合においても当該機能が致命的な障 代替性の確保、 行政、 地域間の連携の強化、 (略) (略) 略 情報通 生活必需物資の安定供給の確保等により、 信 交通その他の国家及び社会の重要な機能の 国土の利用の在り方の見直し等によりて 大規模自然災害等が発生した場合 経済及び社会の活動が持 大規 兀 三 ものとする。 Ŧī. 5 等からの迅速な復旧復興に資すること。 ること。 安定供給の確保等により、 大規模自然災害等が発生した場合における当該大規模自然災害 の政治、 おいても当該機能が致命的な障害を受けず、 Ł 地域間の連携の強化、 国家及び社会の重要な機能の代替性の確保、 (略) (略) 略 経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにす 国土の利用の在り方の見直し等により、 大規模自然災害等が発生した場合に 維持され、 生活必需物資 我が国